正しい納税で明るいくらしを
《所得税・住民税・事業税》
申告期限は3月16日です

申告の手引

ことしも所得税、県市民税、事業税などの申告の時期になりました。申告をしなければならない方が、期限内に申告をしないと、無申告加算税、延滞税などを必要とする場合があります。

適正で公平な課税が行なわれるために正しい申告をされるようご協力ください。

県民税・市民税の申告

★申告の方法

市民税と県民税は一つの用紙により、三月十五日までに市役所へ申告してください。

申告用紙は連絡員を通じて配付する予定です。

★申告を必要としない方

▽四十五年中の所得が市民税の基礎控除額以下の人。

▽四十六年一月一日現在で生活扶助を受けている人。

▽四十五年分の所得について、税務署に確定申告書を提出した人。

▽四十六年一月一日現在、給与（俸給、給料、賃金、年金、恩給および賞与などこれらの性質を有するもの）を受けているもので、昨年中に給与以外の所得のない人。

ただし給与の支払者から市役所に給与の支払報告のないものは、申告の必要があります。

▽四十六年一月二日以降に市民となった人。

所得控除一覧表

控除の種類	所得税	税 県民税 市民税
①基礎控除	177,500円	140,000円
②配偶者控除	177,500	130,000
③扶養控除	115,000	100,000
ただし配偶者のない人の1人目については	125,000	110,000
④生命保険料控除（最高限度）	37,500	27,500
⑤医療費控除（最高限度）	1,000,000	1,000,000
⑥社会保険料控除	支払った額	支払った額
⑦損害保険料控除 短期のもの（最高限度）	2,000	なし
その他（〃）	10,000	なし
⑧障害者控除	97,500	90,000
特別障害者は	137,500	110,000
⑨老年者、寡婦、勤労学生控除	97,500	90,000

市民税、県民税は税制調査会の答申による額であり、確定したものではありません。

事業税の申告

四十五年中に個人で事業を営み個人事業税の申告をしなければならない人は、三月十五日までに、後免県税事務所へ申告書を提出してください。

世界の人々を驚かした日本の好景気にもかげりが出だした。その速度も大蔵省が少々あわてる位である。公定歩合の引下げや国家予算の追加支出がそれを証明している。▽自動車が売れない、テレビが売れない、だから鉄の売行きがどうも悪い。新聞を見ていると景気の暗い面ばかり目につく。だが物価は一向に下らない。これは種々の原因が重なり合っておこることだろう。しかし景気は自然現象でなく人間がつくるものであるから、人間がうまくコントロールすれば景気はうまく行くはずである。

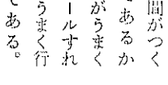

▽最近は米を作るのも意の如くゆかない。したがって百姓の収入も減って購買力も低下する。農民の数は全国民の半数もないが職業別にすれば一番多いだろう。この百姓のふところ具合で日本の景気には多大の影響があるはずである。外国小麦で作ったパンをやめ、米も野菜もどしどし喰べて百姓のふところ具合が良くなれば、景気を良くする大きなきっかけとなるだろう。

土地・家屋の譲渡所得の申告を忘れずに

土地や家屋などの資産を売却した場合に生ずる所得を譲渡所得といい、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分され、他の所得と同じく課税の対象となります。

譲渡所得税は、これまで他の所得と合算して課税されていましたが、昭和四十五年以降の譲渡所得については、他の所得とは分離して課税されることになりました。

長期譲渡所得とは

▽昭和四十一年四月八日以前に取得した土地・家屋などを譲渡した場合の所得

▽昭和四十三年十二月三十一日以前に取得した土地・家屋などを五年以上保有して譲渡した場合の所得

短期譲渡所得とは

▽昭和四十四年一月一日以降に取得した土地・家屋などの譲渡所得

▽譲渡した土地・家屋などの保有期間が五年未満のもの。ただし、長期譲渡所得に該当しないもの。

＝課税の時期＝

譲渡所得税は他の所得税と同じように、譲渡した年の翌年二月十六日から三月十五日までの申告納税となります。

ところで譲渡所得に対する県民税と市民税は、譲渡した年の翌年六月から翌々年一月まで、四回の納期に分けて課税されます。

＝譲渡所得に対する税率＝

▽長期譲渡所得

譲渡所得の時期が昭和四十五年から四十六年の場合

所得税十割、県民税一、三割

市民税二、七割、計十四割

四十七年から四十八年の場合

所得税十五割、県民税一、六割、市民税三、四割、

計二十割

四十九年から五十年の場合

所得税二十割、県民税二割

市民税四割、計二十六割

▽短期譲渡所得

所得税四十割、県民税四割

市民税八割、計五十二割

＝譲渡所得の算出方法＝

収入金額－（取得費＋譲渡経費）＝譲渡益

譲渡益－特別控除額＝課税譲渡所得金額

取得費は、

購入費＋その後の改良費など

ただし、昭和二十七年十二月三十一日以前の取得にかかるものの取得費は、譲渡金額の五割相当額か、実際の取得費のいずれか高い額によります。

▽特別控除額

▽一般の土地・家屋などの譲渡＝百万円

▽収用事業適用による場合の譲渡＝千二百万円

▽現に自己が居住している土地・家屋など＝一千万円

ただし、短期譲渡所得の場合には、一般譲渡の百万円の特別控除は認められないことになっています。

所得税の申告

四十五年分の確定申告と納付は二月十六日から三月十五日まで高知税務署で受けつけをします。

申告をしなければならないと思われる方には、あらかじめ税務署から通知があります。しかし通知のない人であっても、次に掲げる人は確定申告の必要がありますから申告をしてください。

★申告を必要とする方

▽昨年中の各種所得の合計金額が、基礎控除や配偶者控除、扶養控除など（別表参照）の適用をうけられるすべての控除額の合計額をこえるとき。

▽給与所得者は、通常年末調整によって税額が算出されていますので、確定申告の必要はありませんが、次の人は申告の必要があります。

・給与所得が五百万円をこえたとき。

・一ヵ所だけから給与を受けている人で、給与、退職所得以外の所得が五万円をこえるとき。

・二ヵ所以上から給与を受けている人で、従たる給与の収入金額とその他の所得の合計額が五万円をこえるとき。

★納めすぎてないかも、よく確かめて

確定申告の必要のない人でも、源泉徴収されたため税金が過納となる人があります。この場合には確定申告をすることによって過納の税金の払い戻しを受けることができます。

・少額の配当所得を有する人であって、他の所得の少ない人

・給与所得者で、医療費控除、雑損控除、寄附金控除を受けることのできる人。

特に昨年八月の台風で、住宅家財などの災害による損失が、所得金額の一割をこえる場合はそのこえる部分を雑損控除として控除することができます。

・昨年の中途で退職した人で、その後の所得がないか、少額である人。